公益社団法人日本ホッケー協会　アスリート委員会規程

（総則）

第１条　この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「本協会」という。）のアスリート委員会（以下「委員会」という。）について定める。

２　委員会は、本協会組織運営規程に定める専門委員会とし、この規程によりその運営に必要な事項を定める。

（委員会の目的）

第２条　委員会は、ホッケー競技に関連する事案について、本協会に登録するアスリートの意見を取りまとめ、本協会の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの権利保護、育成並びにホッケー競技の普及発展に寄与することを目的とする。

（分掌事項）

第３条　委員会は、前条の目的を達成するために、理事会の諮問又は委員の発案により、次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に提案又は報告する。

（１）アスリートの心身を守り、支援する活動に関すること

（２）アスリートのアンチ・ドーピング教育、インテグリティ教育、モラル向上、セカンドキャリアの支援に関すること

（３）競技会、強化環境の整備・改善に関すること

（４）初心者やジュニアアスリートのサポート環境の整備・改善に関すること

（５）アスリートの社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に関すること

（６）ホッケーの社会的役割や価値の向上、ホッケーを通じた社会共創に寄与すること

（７）IOC、JOC、FIH等の各アスリート委員会との連携、連絡調整に関すること

（８）その他、アスリートに関連する事業に関すること

（構成）

第４条　委員会の構成は、次の通りとする。

委員長　１名

副委員長　２名（男女各１名）

委員　１２名以内

２　委員は、年齢及びジェンダーに偏りのないよう多様なカテゴリーから選出され、現役アスリート及びアスリート経験者から構成されるものとする。

（委員の資格）

第５条　委員は、年齢が１０才以上で、本協会の選手登録者（元・現問わず）とする。

（委員等の選任）

第６条　委員の候補者は、本協会の加盟団体からの推薦又は公募によるものとする。

２　委員長、副委員長及び委員の選任については、組織運営規程の定めるところによる。

（任期）
第７条　委員の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。
２　委員長、副委員長及び委員が新たに選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員長、副委員長及び委員は、任期満了後も、後任者が選任されるまではその職務を行う。

（委員会の開催）
第８条　委員会は、年に２回以上、半期毎に１回以上開催するものとし、委員長が招集する。
２　委員は、必要によりいつでも委員会の開催を求めることができる。
３　本協会の役職員及び事務局員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

（議長）
第９条　委員会の議長は、委員長とする。

（決議）
第１０条　委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（実施細目）
第１１条　この規程の施行に関し必要な事項は、執行役員会が別に定める。

（規程の改廃）
第１２条　この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則
この規程は、令和４年５月２５日から施行する。
（改正）令和６年３月２０日
（改正）令和８年１０月３日